

# 後期高齢者医療保険料が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごと改定されます。平成30・31年度の保険料率は、平成28・29年度の保険料率の据置きとし、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり決まりました。

保険料率の改定は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。  
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

	改正後	改正前
均等割額	40,907円	40,907円
所得割率	8.30%	8.30%
限度額	620,000円	570,000円



※保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

## 保険料ひとくちメモ

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

均等割額 40,907円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等－33万円) × 8.30%	=	一人当たりの 保険料額 (限度額62万円※)
-----------------	---	-----------------------------------	---	------------------------------

※保険料額の上限となる限度額は、平成29年度は57万円でした。

## 保険料軽減特例措置の段階的見直し

後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、保険料軽減特例の段階的見直しが平成29年度から実施されています。

### ●低所得に係る所得割額の軽減特例の段階的見直し

基礎控除後の総所得金額が58万円以下（年金収入で211万円以下）の被保険者に係る所得割額の軽減特例は、平成30年度以降はありません。

なお、上記の総所得金額が0円（年金収入で153万円以下）の場合は、引き続き所得割額はかかりません。

平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
5割軽減	2割軽減	軽減はありません

### ●元被扶養者に係る均等割額の軽減特例の段階的見直し

後期高齢者医療制度の資格取得直前に被用者保険（市町村国民健康保険、国保組合を除く。）の被扶養者であった被保険者に係る均等割額の軽減特例は、平成30年度は「5割軽減」、平成31年度以降は「資格取得後2年間に限り5割軽減」となります。なお、所得割額は引き続きかかりません。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減 (資格取得後2年間)

お問合せ先 町民課 高齢者支援係 電話 88-8406

または、長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320